

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 7 年度第 1 回愛川町町民参加推進会議		
事務局 (担当課)		総務部住民協働課 内線 3 2 4 3		
開催日時		令和 7 年 1 0 月 3 日 (金) 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 2 0 分		
開催場所		愛川町役場 2 階 2 0 1 会議室		
出席者	委 員	1 0 人 (別紙のとおり)		
	その他	1 人 (辻アドバイザー)		
	事務局	5 人 (町長、総務部長、住民協働課長、ほか 2 人)		
公開の可否		☒ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開	傍聴者数	1 人
非公開・一部公開の場合は、その理由				
会議次第		1 開 会 2 委嘱状交付 3 町長あいさつ 4 委員及び職員紹介 5 会長及び副会長の選任について 6 会長あいさつ 7 議 題 (1) 自治基本条例の概要及び運用状況について (2) 令和 7 年度あいかわ町民活動応援事業について (協働事業審査部会報告) (3) その他 8 閉 会		

審 議 経 過

(1 / 6)

※主な内容は次のとおり

(○は委員の発言、△はアドバイザー、●は事務局の発言)

1 開 会

2 委嘱状交付

3 町長あいさつ

4 委員及び職員紹介

5 会長及び副会長の選任について

町長が座長となり、委員の互選により会長に古座野茂夫委員、副会長に小倉一夫委員を選任した。

6 会長あいさつ

7 議 題

(1) 自治基本条例の概要及び運用状況について

●【事務局説明】 (「資料1-1～6」「資料2」について説明)

【質疑応答】

○【A委員】 まち美化アダプト制度モデル事業についてもう少し詳細を知りたい。

● 自治基本条例の制定により、公益活動団体などの活動が活発になり、ボランティア団体が自主的に町を綺麗にしたいという声から始まった制度であり、町道や公共施設など町が認めたエリアの美化清掃や花植えなど、町と団体で合意書を交わして活動するものである。人件費的な部分は自主的な活動としてボランティアで活動していただき、花の苗木やごみ袋などの消耗品の部分を町が支給する形で行政と住民

審 議 経 過

(2 / 6)

での協働のまちづくりとして実施している。

○【B 委員】 各行政区の方でも日ごろから美化清掃活動を行っていたり、町との共催でゴミゼロクリーンキャンペーンという町内全域で美化清掃活動を行っていたりと町内の景観を守る活動も実施している。

○【C 委員】 パブリック・コメントを行うにあたって、主に条例や町の計画の策定や、大規模な施設の建設にあたっても実施されることがあると思うが、実施する規定や実施の有無の線引きは、決められているのか。

● 基本的な政策等の策定に係る条例や計画に対してパブリック・コメントを実施することになっているが、仮に大規模な町営施設の建設を検討する際には、まずは基本計画を定める流れになる。既に目的や用途が決まった後にパブリック・コメントを行っても、町民の方々の意見が反映されにくいため、施策の方向性を位置づける基本計画の段階で、パブリック・コメント等で町民の方々の意見を伺い、その後、実施計画や設置条例を策定する。大規模な事業等を行う際には、町の施策を示す段階で、パブリック・コメントを実施する形で制度の運用をしている。

○【C 委員】 パブリック・コメントの対象になるかの判断が分かれることになると思うが、数年前に横須賀水道の広大な土地を愛川町が取得することがあったが、土地の取得が決まり、土地利用に関する方向性を位置づける時点で、町民の意見を求める機会が不足していたのではないかという記事を見かけた。また、数か月前にその土地利用に関して、計画の立案を民間企業にお願いしたことが新聞で報じられており、本来であればこの広大な土地の利用は、基本計画の策定段階でパブリック・

審 議 経 過

(3 / 6)

コメントを実施しても良かったのではないかと考えてしまうため、今後、土地利用に関しては、パブリック・コメント実施の検討をしていただきたい。

- この土地の利用に関しては、当時取得が決まった際に地域の方々や住民団体への説明会の実施のほか、アンケート等を通じて町民の方々等への意見を伺っていた。その後、新型コロナウイルス感染症が蔓延した影響で、土地利用のマーケティング自体が変化し、内容が変更されたと聞いている。この事業に関する担当課ではないため詳細までは分かりかねるが、その後の需要の中で、民間企業との協力により、土地利用の用途の方向性を詰めている段階になっているため、基本計画が具体化してきた段階になれば、パブリック・コメントなどで町民の方々の意見を伺う場面も出てくるのではないかと思います。ご意見として担当課の方には、その旨を伝えさせていただく。

△アドバイザー 全国で見ても愛川町は自治基本条例を活かし、町民の方々が自主的に活動してもらっていると考えており、今後も良いまちづくりができるよう持続的に活動をしていってほしい。

(2) 令和7年度あいかわ町民活動応援事業について（協働事業審査部会報告）

- 【事務局説明】 （資料3、資料4スライドによる事業実施状況の説明）
- 【D委員】 あいかわ町民活動応援事業と提案型協働事業に関して、両事業とも継続して活動できる期間が3年間となっているが、町から補助が受けられる期間が過ぎた後、団体はどのような方法で活動を続けられると事務局は考えているのか。
- 1つ目のあいかわ町民活動応援事業に関しては、ボランティア活動を始めたいと

審 議 経 過

(4 / 6)

考えているが、資金面的な問題で活動に移すことができない団体をサポートするためのスタート支援として、30万円を限度額に3年間補助が得られる制度となっており、今年度は2団体が活動している。2つ目の提案型協働事業は、住民団体の専門的知識を活かして町と団体が協働で事業を行っていく制度である。例えば、あいかわ町民活動応援事業から始まり、3年間継続していく中で、その後も町として行すべき内容の事業であると判断した場合は、提案型協働事業に切り替えて事業を継続していただくこととなる。提案型協働事業を3年間継続して実施していく中で、町としてその後も継続していくことが必要な事業であると判断した場合、例えば町の委託事業とし、活動を継続していただく形で、団体の専門的知識を活かしていきたいという考えの中で、継続的支援ができるようなイメージで制度設計をしている。

○【A 委員】 今年度あいかわ町民活動応援事業で活動している「町内小中学校の環境整備事業」で実施予定の刈払機の講習会の講師選定に関しては、その団体に任せているのか。また、事務局の方で任せられる講師なのかなどの確認は行っているのか。

● 基本的に団体の自主的な活動に関して、資金的な補助をする制度になるため、講師自体も団体の方で依頼を行い、実施してもらうことになっている。最終的には、事業終了時に提出する実績報告書で内容確認を行うこととしている。

△アドバイザー あいかわ町民活動応援事業に関しては、新しい事業の発掘に重点をおいた制度となっている。団体は活動を行うことだけでも大変だと思うので、その活動費用の一部でも補助が出るというだけでも助かることだと思う。町の制度で補

審 議 経 過

(5 / 6)

助が受けられる最大期間の6年間を超えた後も、町の事業として設定され、予算付けを行い活動してもらうことが理想であるが、全ての事業を受け入れては、予算が膨らんでいき、財政的に厳しくなってしまうため、工夫していくことが重要である。また、全ての補助事業の活動が町内全域に知られているわけではないため、基本的に良い活動をしており、称賛されても良い内容なので、活動報告についてもしっかりと作成してもらい、広く町民の方々に認知してもらうことで、活動の励みにしてもらいたい。

○【B 委員】 町ホームページの中には、あいかわ町民活動サポートセンターというページがあり、行政区や住民団体の活動を見ることができる。活動の周知の手段としてチラシや回覧板などもあるが、このようなインターネットで確認の方が迅速に伝えられると考えている。また、社会福祉協議会でも補助制度などの運営を行っている。

○【A 委員】 これらの活動を知る手段として、ホームページを確認する以外には SNS の運用などは行っているのか。また、事前に登録しておく、お知らせが自動で届くような仕組みがあるのか、またできるのか。

● 活動内容については、あいかわ町民サポートセンターのホームページで掲載を行うことが基本となっている。その一方で、広報紙を活用した事業周知や参加者の募集など町で手伝える内容に関して協力はしているが、現在個々の活動に関しては、各団体が自ら SNS などを活用して自主的に PR を行っている現状である。

(3) その他

審 議 経 過

(6 / 6)

●【事務局説明】 (報酬支払等について説明)

(会議録の承認は、会長に一任することで決定する)

8 閉 会

会長(委員長)
署名欄

古座 野茂夫

愛川町町民参加推進会議委員名簿

令和7年10月3日現在

No.	氏 名	選 出 区 分		出 欠
1	すず き けん いち 鈴 木 健 一	公募による町民等		出 席
2	すず き み ゆ き 鈴 木 美由紀			出 席
3	よしむら たか し 吉 邑 高 志	区長会の代表者（町区長会長）		出 席
4	た む ら ご ろ う 田 村 吾 郎	関係団体等 の代表者	町農業委員会農政部会長	出 席
5	ば ば え み こ 馬 場 恵美子		愛甲商工会女性部副部長	出 席
6	お じ ま え い い ち 小 嶋 栄 一		厚木愛甲地域連合会計監査	出 席
7	こ そ ね き よ し 小 曾 根 潔		町民生委員児童委員協議会 北地区副会長	出 席
8	や な が わ あ き こ 柳 川 秋 子		町婦人団体連絡協議会副会長	出 席
9	お ぐ ら か ず お 小 倉 一 夫	学識経験を有する者		出 席
10	こ ざ の し げ お 古座野 茂 夫			出 席

(敬称略)

※ 任期は令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

アドバイザー

辻 琢也 一橋大学教授